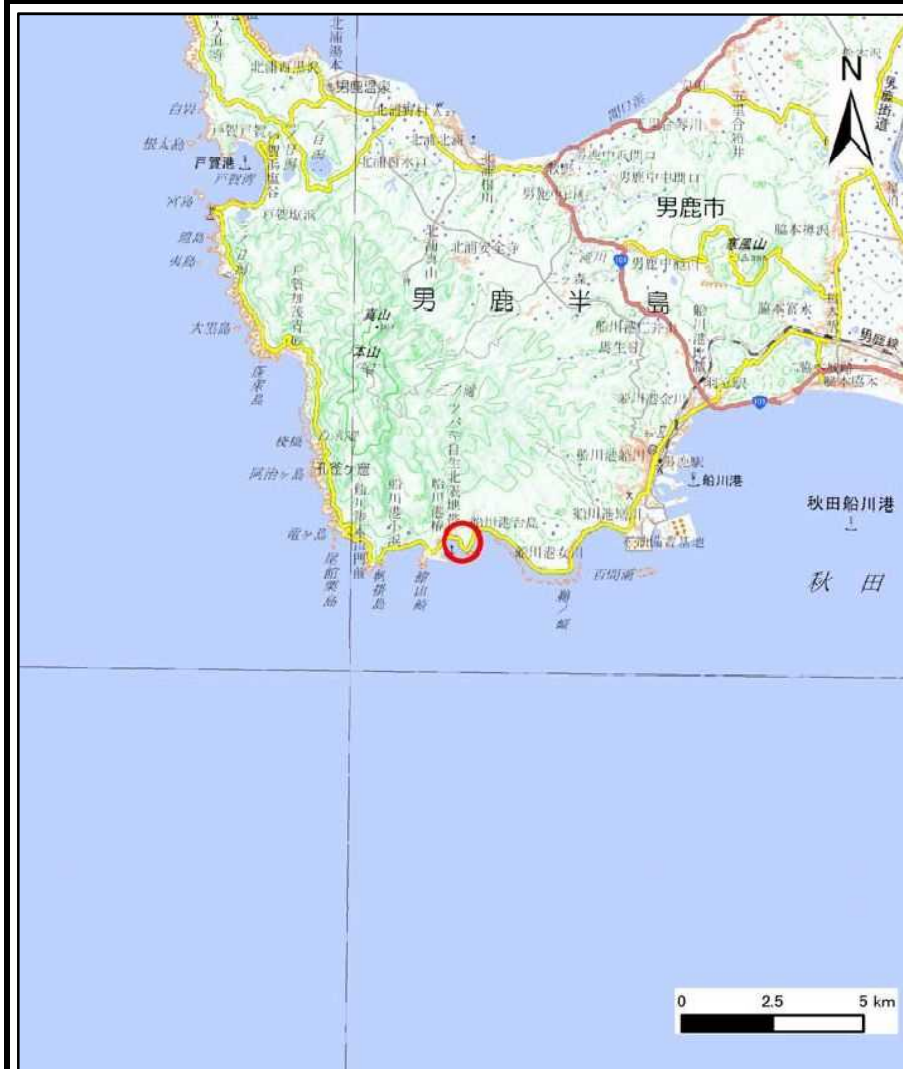
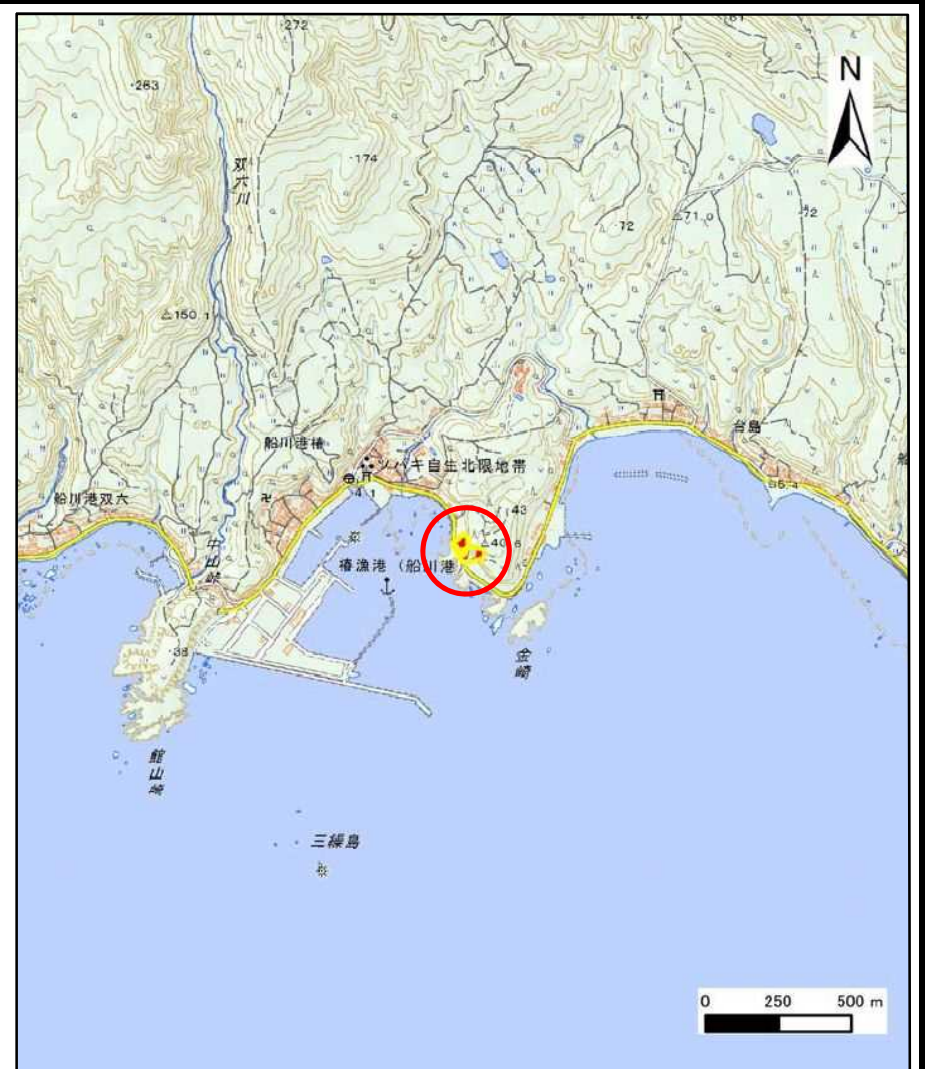


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

Ⅲ-116

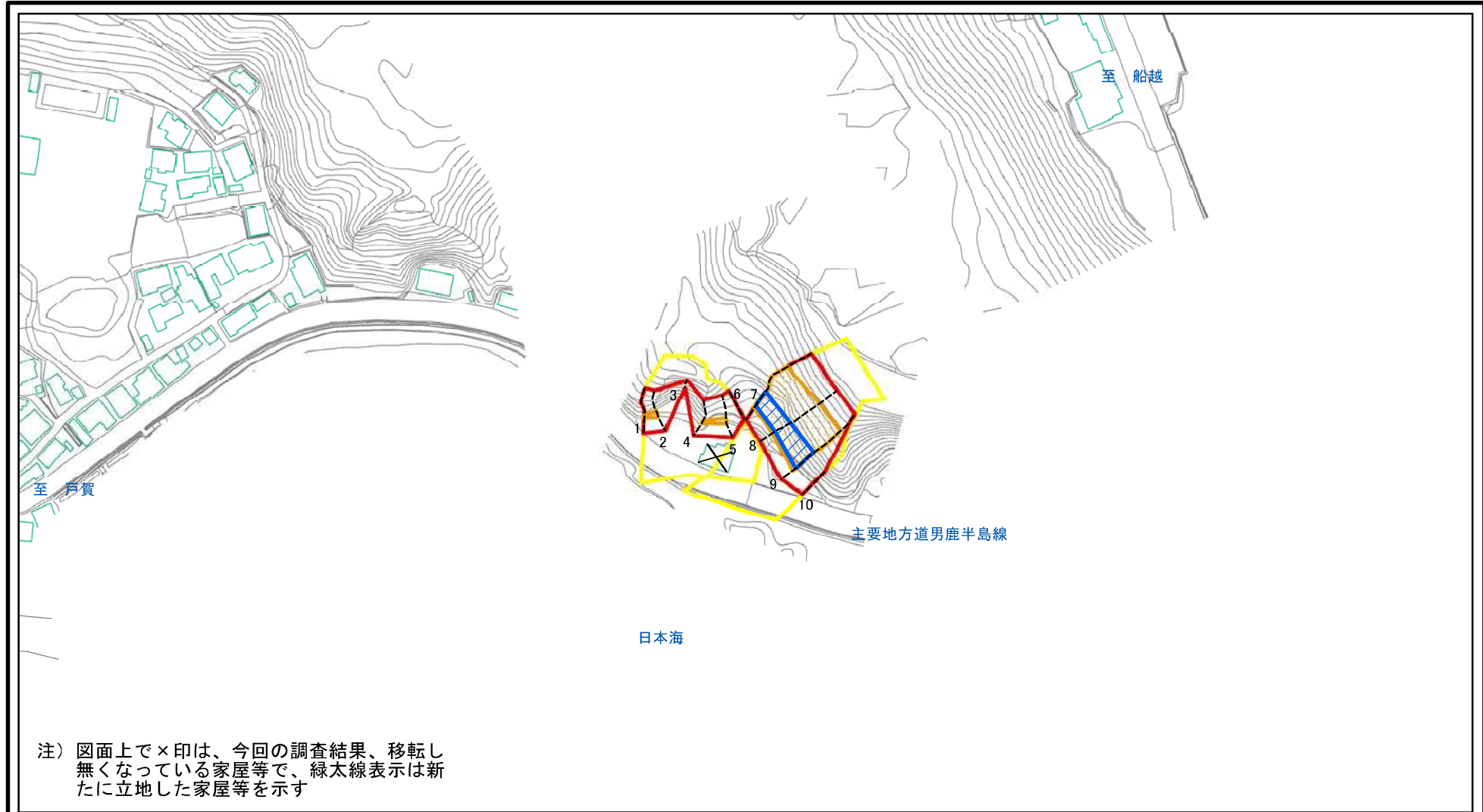
箇所名

中山

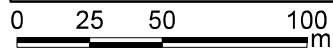
所在地

秋田県男鹿市船川港椿字中山

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



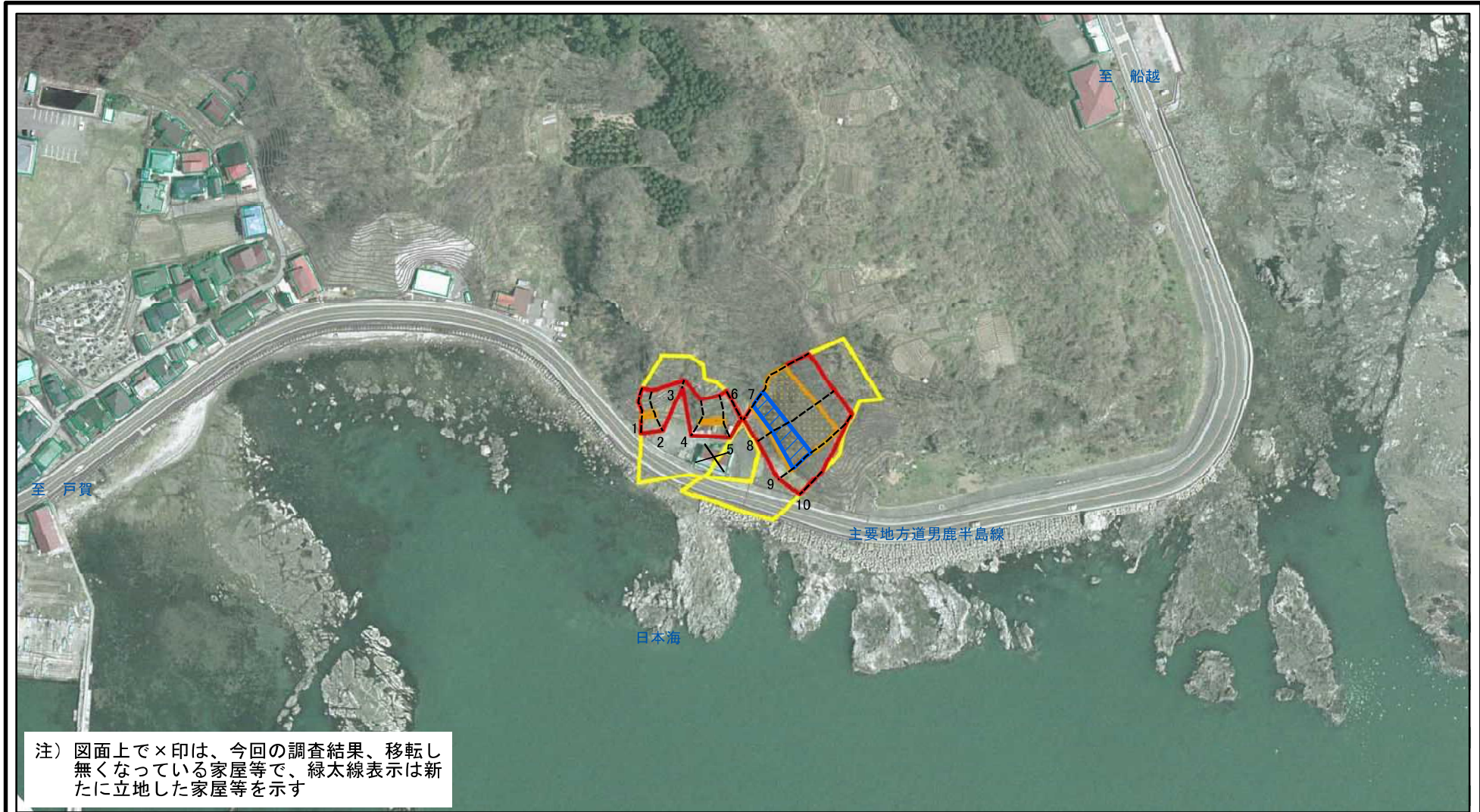
注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す



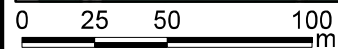
図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-116
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	 		告示番号	第403号	箇所名	中山
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域 土石等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港榑字中山

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



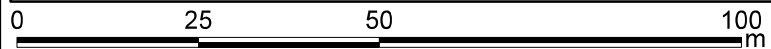
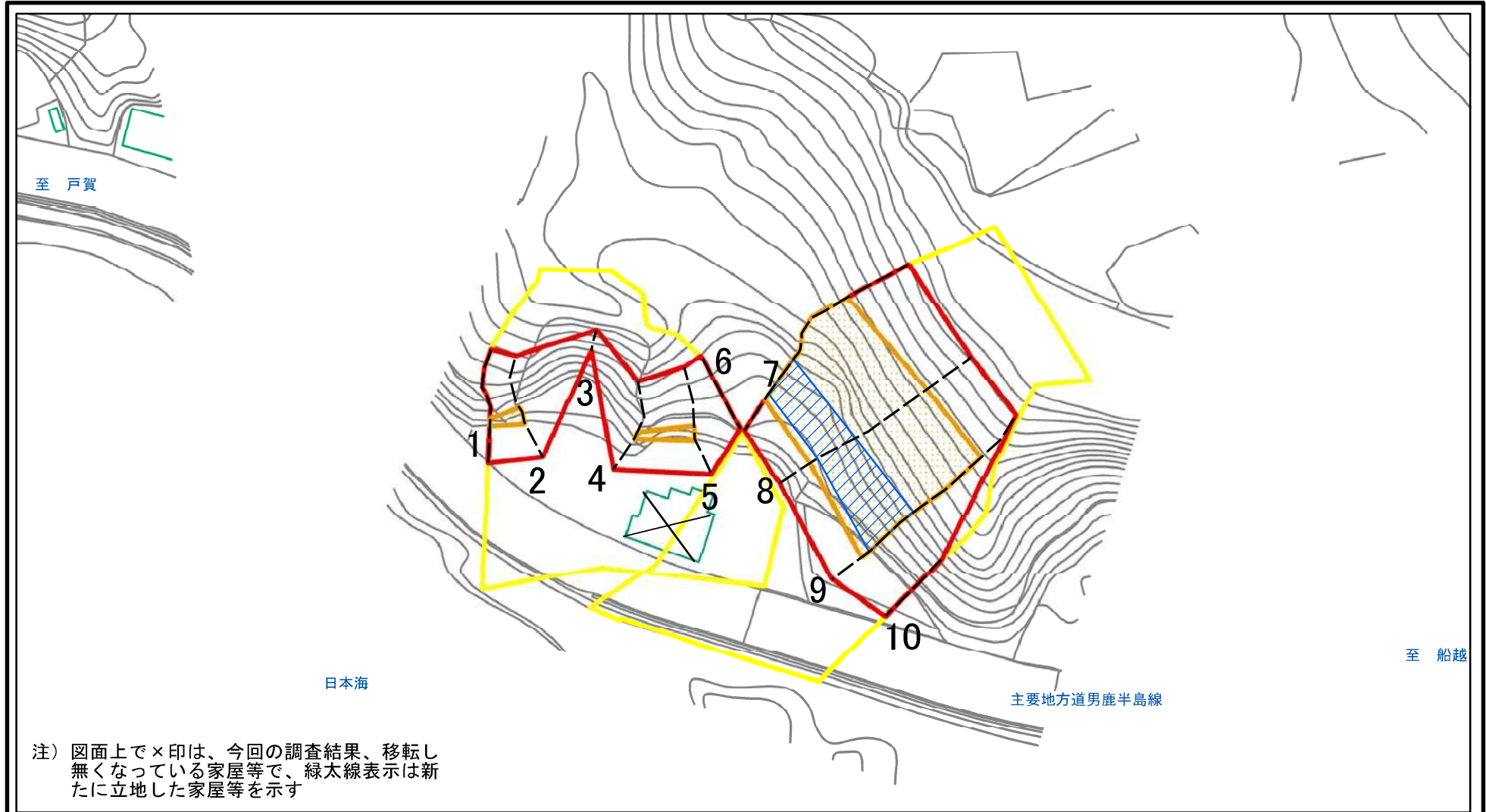
注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-116
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	 		告示番号	第403号	箇所名	中山
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域 土石等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港字中山

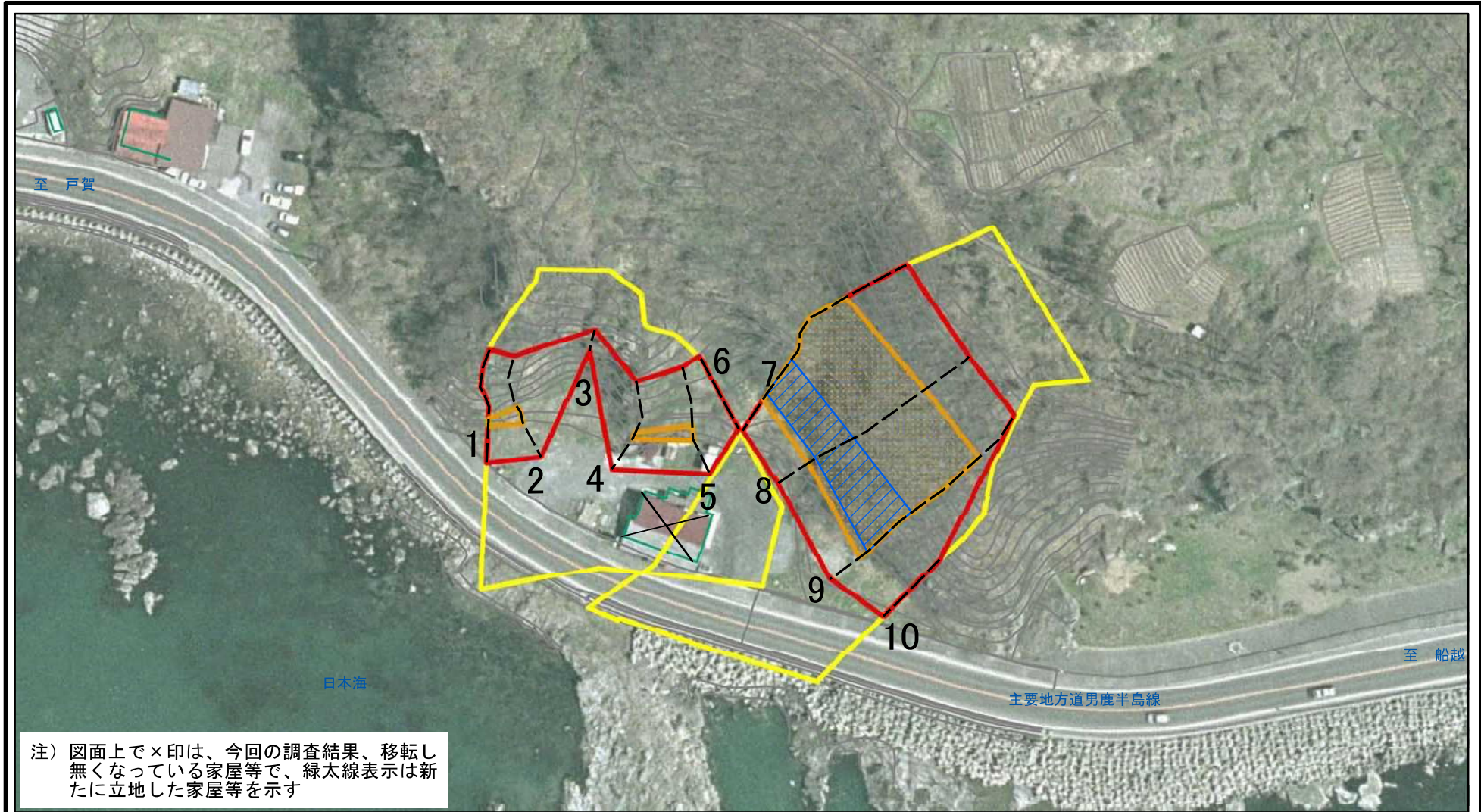
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



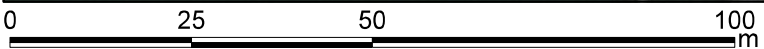
図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-116
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	中山
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港椿字中山

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



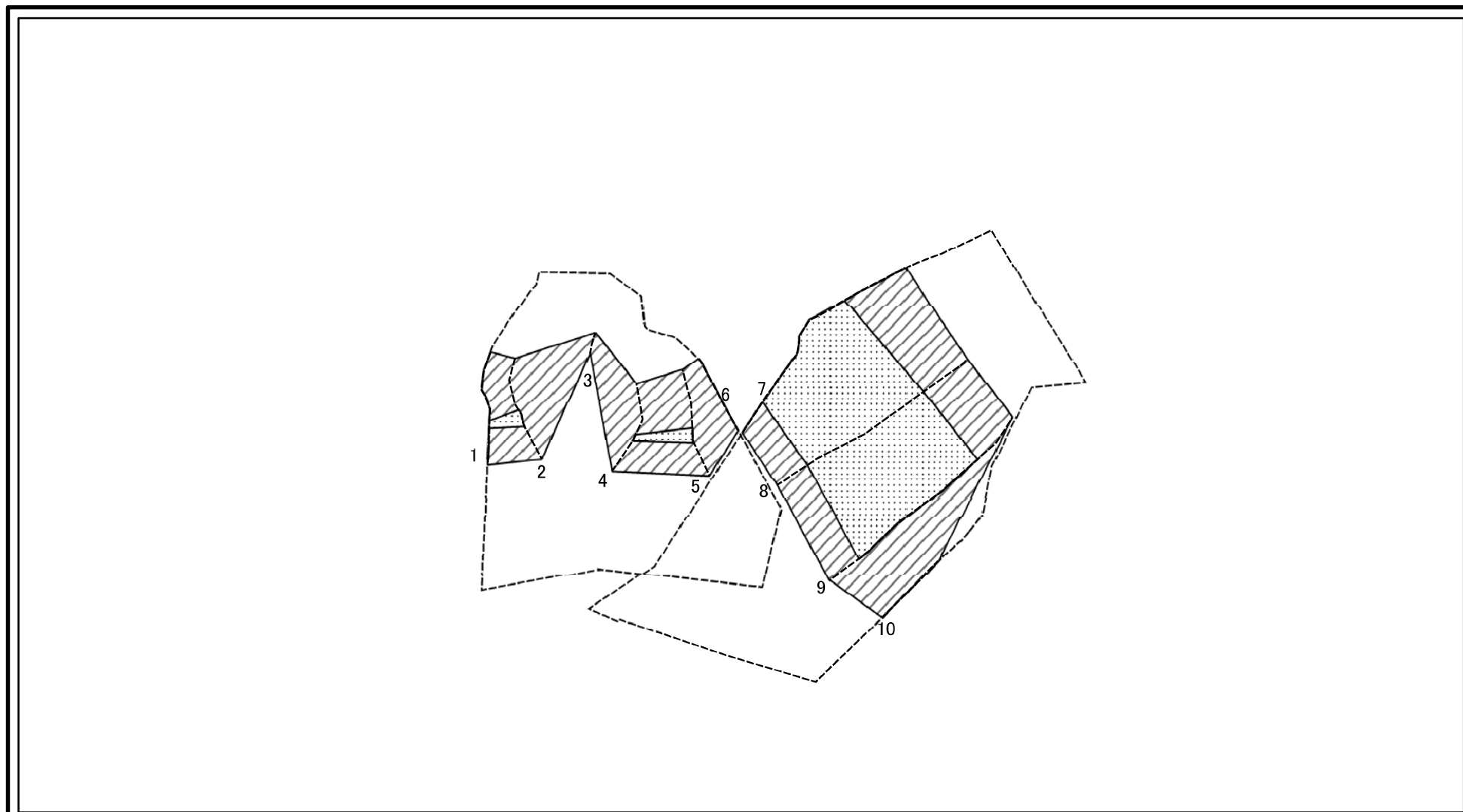
注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-116		
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	中山
	それ以外の区域		縮尺	告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港椿字中山
			1:1,000				

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

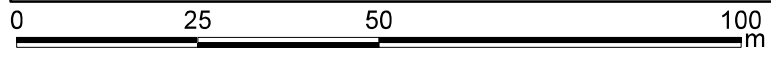
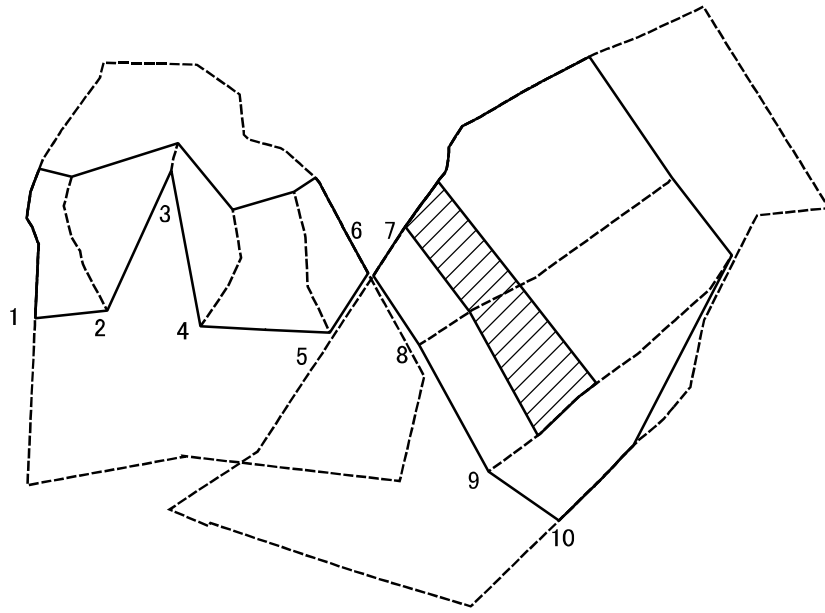
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺
1:1,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第403号
告示年月日	令和2年9月25日

箇所番号	Ⅲ-116
箇所名	中山
所在地	秋田県男鹿市船川港樋字中山

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-116
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	中山
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港椿字中山

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
1 ~ 2	108.28	1.00	100.00	1.00	-	-	9.95	2.26	~								
2 ~ 3	-	-	100.00	1.00	-	-	13.20	3.00	~								
3 ~ 4	-	-	100.00	1.00	-	-	13.20	3.00	~								
4 ~ 5	106.29	1.00	100.00	1.00	-	-	9.99	2.27	~								
5 ~ 6	-	-	100.00	1.00	-	-	9.73	2.21	~								
~									~								
7 ~ 8	136.72	1.00	100.00	1.00	14.32	3.26	13.20	3.00	~								
8 ~ 9	137.87	1.00	100.00	1.00	14.32	3.26	13.20	3.00	~								
9 ~ 10	-	-	100.00	1.00	-	-	13.20	3.00	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅲ-116
	告示番号	第403号	箇所名	中山
	告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港椿字中山